

「インボイス制度」開始に伴う ガス料金の対応について

下田ガス株式会社

1. インボイス制度について

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書方式（インボイス制度）が開始されます。

消費税の申告・納付をされている事業者様におかれましては、消費税の申告・納付に税務署の登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）が交付する適格請求書（以下「インボイス」という）の保存等が、仕入税額控除の要件になります。

詳細については、[国税庁ウェブサイト](#)をご覧ください。

2. 当社の登録番号について

2023年9月ご請求分より、当社はインボイスを発行いたします。

当社の登録番号は「T2-0801-0101-4492」です。

3. 当社より発行するインボイスの手続き方法について

当社は紙面の請求書にてインボイスを発行いたします。

現在も、当社から紙面の請求書を受領しているお客さまは、請求書がインボイスに対応するため、特にお手続きいただく必要はございません。新たにインボイスの発行を希望される場合は、当社まで、ご連絡ください。

4. 問い合わせ先

下田ガス株式会社

総務グループ

【電話番号】 0558-22-1321

【受付時間】 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）